

建築確認における BIM 活用推進協議会 運営規約

2019年7月25日制定

2020年6月19日改正 (い)

(名称)

第1条 本協議会は、建築確認におけるBIM活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、建築確認におけるBIM活用について検討を行う他、制度改正への継続対応、電子申請等BIM活用に係る課題検討、国際協調の推進等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築確認におけるBIM活用に関する意見交換
- (2) 電子申請におけるBIM活用に関する意見交換
- (3) BIMを活用した確認図面の表現標準の策定に関する事業
- (4) BIMを活用した確認図面の表現標準に関連する入出力情報を定めるための解説書策定に関する事業
- (5) 確認審査用のBIMビューアーソフトウェアの仕様策定に関する事業
- (6) BIMを活用した確認図面の表現標準等の普及啓発に関する事業
- (7) 国際情報の収集とそれを踏まえた国内対応に関する意見交換
- (8) その他協議会の目的に資する事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の会員で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 団体会員
建築・住宅の設計及び生産、建築確認並びに建築行政に関連する団体
 - (3) 行政会員
 - (4) 企業等会員
(2)の団体を構成する企業等のうち、第15条の会費を負担する企業等
- 2 協議会には、オブザーバーとして次の者が参加することができる。
- (1) 国土交通省
 - (2) 国立研究開発法人建築研究所
 - (3) BIMソフトウェアベンダー企業
 - (4) 協議会会長が事業推進のため必要と認める者
- 3 会員又はオブザーバーとして入会しようとする者は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会できるものとする。

(役員)

第5条 協議会には次に掲げる役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事・監事	12名以内（会長、副会長を含む）

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会の業務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在時にその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、総会及び理事会に出席するとともに、必要があるときは意見を述べなければならない。また、協議会の会計を監査し、総会において結果を報告しなければならない。

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、総会の決議によって選任及び解任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(い)
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでのその任期を伸長する。(い)

(会議の種類)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎事業年度1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、事業報告、収支決算、規約の改正、協議会の解散、その他協議会の活動に関する重要事項について審議し、決定する。
- 3 総会の議長は、会長があたる。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 5 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。(い)
- 6 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
(い)

(総会の書面決議等)

第11条 前条の規定にかかわらず、理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の3分の2以上が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。(い)

(理事会)

第12条 理事会は、総会の決定した事項の執行に関する事項、総会に付議する事項、総会で議決を要しない業務の執行に関する事項、事業計画、収支予算書、会費に関する事項、会員及びオブザーバーの加入に関する事項、検討委員会に関する事項、その他必要な事項に関し決定する。

- 2 理事会の議長は、会長があたる。
- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(理事会の書面決議等)

第13条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。(い)

(検討委員会)

第14条 第3条(3)から(5)までの事業等を行うため、協議会に検討委員会を設けることができる。

- 2 検討委員会の委員は、次の会員で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 行政会員
 - (3) 第4条第1項(4)の企業等会員のうち希望する者
- 3 検討委員会には、委員長1名を置く。
- 4 検討委員会には、オブザーバーとして次の者が参加することができる。
 - (1) 国土交通省
 - (2) 国立研究開発法人建築研究所
 - (3) BIMソフトウェアベンダー企業

- (4) 検討委員会委員長が事業推進のため必要と認める者
- 5 検討委員会委員長は、検討委員会の活動を円滑に推進するため、検討委員会参加者の一部で構成される作業部会を設けることができる。
 - 6 検討委員会及び作業部会の参加者は、検討委員会及び作業部会の活動過程で知りえた機密情報を外部に漏らし、また、無断で使用してはならない。
 - 7 その他検討委員会の運営に関し必要な事項については理事会が、及び作業部会の運営について必要な事項については検討委員会委員長が定める。

(会費)

第15条 第4条第1項(4)の企業等会員は、別に定める会費を納めなければならない。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を日本建築行政会議指定機関委員会に置く。

- 2 協議会の事務のうち、会計に関する事務は代表事務局として一般財団法人日本建築センターが行う。

(事業年)

第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、設立当初の事業年度は、協議会設立の日から翌年の3月31日までとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、2019年7月25日から施行する。
- 2 この協議会の設立時理事及び設立時監事は以下のとおりとする。(五十音順)

(1)設立時理事

居谷 献弥	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	専務理事
小田 広昭	一般社団法人住宅生産団体連合会	副会長・専務理事
筒井 信也	公益社団法人日本建築家協会	専務理事
中澤 芳樹	日本建築行政会議指定機関委員会	委員長
橋本 公博	一般財団法人日本建築センター	理事長
畑中 重人	株式会社確認サービス	代表取締役社長
菱田 一	一般社団法人日本建設業連合会	専務理事
松村 秀一	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	特任教授

(2)設立時監事

青柳 一彦	東京都都市整備局市街地建築部長
成藤 宣昌	公益社団法人日本建築士会連合会 専務理事

附則2 (2020年6月19日改正)

- 1 この規約は、2020年6月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規約の改正前に行われた総会の書面決議は、第11条の規定に基づく総会の決議があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この規約の改正前に行われた理事会の書面決議は、第13条の規定に基づく理事会の決議があったものとみなす。